

## 2020年度の検討について

本フォーラムは、著作物の教育利用に関する関係者フォーラム設置要綱第2条を踏まえ、次に掲げる4つの項目について議題としたいと考えます。

1. 改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）のとりまとめ  
本日の議題4により設置する専門ワーキング・グループの検討を踏まえ、改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）をとりまとめる。  
具体的には資料3を参照。
2. 著作権に関する研修や普及啓発の提案  
制度開始後の実情を踏まえ、著作権に関する研修や普及啓発について、実施可能な具体的な内容を検討し、今すぐにでも実施すべきものと、長期的な視野に立って実施すべきものの2つの視点から提案をとりまとめる。
3. ライセンスに関する意見交換  
授業目的公衆送信補償金制度ではカバーされない教育機関における著作物等の利用のうち、一元的に許諾が得られることが望ましい利用方法をとりまとめるとともに、望ましいライセンスのあり方について意見交換を行う。
4. その他授業目的公衆送信補償金制度に係わること  
1.～3.に含まれない事柄について、適宜意見交換等を行う。